

随意契約理由書

| | |
|--|--------------------------------|
| 件名 | 北神管内送水ポンプ設備分解整備 |
| 契約の相手方 | イワキ・モリタニ電気株式会社 |
| 根拠法令 | 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号 |
| 随意契約の理由 | |
| <p>1. 本件業務対象の設備は、神戸市水道局箕谷ポンプ場に設置されている4号送水ポンプ設備および神戸市水道局有野ポンプ場に設置されている有野低区4号送水ポンプ設備である。</p> <p>2. 本件業務対象設備は設置から40年以上が経過しており、軸受部からの異音、主軸等への発錆、絶縁抵抗値の低下等が発生している。これらの状況から連続運転が困難となっているため、分解整備により不良部品等の取り替え及び調整等が必要である。</p> <p>3. 本件業務対象の設備は、製作会社の独自の設計による製作を行った製品であり、本件業務の内容が機器自体の内部部品の取替、調整等を行うもので、再使用する既存部品との整合及び設備全体の調整等を図る必要から、製作会社でなければ知り得ない機器内部の技術情報及び専門的技術を要する。また、製作会社である(株)電業社機械製作所製品の整備については、唯一の代理店である上記契約の相手側が行うこととしている。</p> <p>以上により、本件業務実施に必要な不可欠な情報及び技術を有し、確実に履行できる者は上記契約の相手方以外には無いため、随意契約を行うものである。</p> | |
| 担当部署 (問合せ先) | 水道局浄水統括事務所 (電話番号 361-7285) |